

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
藤井寺保健所	<p>行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト（※1）による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告（※2）も行っていなかった。</p> <p>（※1）様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>施設名：藤井寺保健所</p> <table border="1" data-bbox="463 646 1546 827"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.29㎡</td> <td>ESCO事業における省エネルギー設備の設置</td> <td>21,450円※</td> <td>平成31年4月1日から令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公有財産規則第29条に基づく減額後の使用料10,780円</p>	種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間	建物	1.29㎡	ESCO事業における省エネルギー設備の設置	21,450円※	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 （4）公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年3月13日 財産活用課長）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>	<p>検出事項について、チェックリストによる調査を実施し、実地調査報告書により財産活用課長あて報告を行った。</p> <p>今回の原因は、公有財産事務のルール等についての認識不足であった。</p> <p>再発防止に向け、本件指摘事項について、所内で共有し、行政財産の使用許可に係る適正な手続について公有財産事務を担当するグループ内で周知徹底を図った。</p>
種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間									
建物	1.29㎡	ESCO事業における省エネルギー設備の設置	21,450円※	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月28日）